

工業用水道料金の計算例

令和元年10月1日

基本単価	超過単価
16円/m ³	32円/m ³

メーター使用料	
100mm以下	7,000円/月
125mm	7,500円/月
150mm以上	8,000円/月

100mm以下の口径で30日使用した場合

(単位：円)

	月間使用水量 (m ³)			契約日量 (m ³)	使用日数 (日)	料 金			メーター使用料	消費税額 (税率10%)	料金合計
	基本水量	超過水量	計			基本料金	超過料金	計			
	A	B	A+B			E (C×D×16)	F (B×32)	G (E+F)			
例1	100	0	100	100	30	48,000	0	48,000	7,000	5,500	60,500
例2	3,000	0	3,000	100	30	48,000	0	48,000	7,000	5,500	60,500
例3	3,000	2,000	5,000	100	30	48,000	64,000	112,000	7,000	11,900	130,900
例4	4,000	1,000	5,000	500	30	240,000	32,000	272,000	7,000	27,900	306,900
例5	10,000	5,000	15,000	500	30	240,000	160,000	400,000	7,000	40,700	447,700

※日量を超えた分が超過水量となります

※責任水量制とは：

基本使用水量の全部または一部を使用しなかった場合であっても、基本使用水量を使用したものとみなす制度です。
(最低100m³/日以上)

工業用水道は供給区域が限定されています。

工業用目的以外の使用はできません。

また、設置時には配管工事等の費用をご負担いただきます。

詳しくは、水道課までご相談ください。

参考：上水道で口径100mmのメーターを設置した場合の料金

1か月の使用量 (m ³)	料金 (円)
100	86,020
250	126,720
500	198,220
1,000	341,220
5,000	1,485,220

担当 越前市水道課 TEL：0778-22-7918/FAX：0778-25-4666